

総代選挙の公告

長野県神川沿岸土地改良区告示第1号

長野県神川沿岸土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和8年5月12日

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

記

- 1 選挙の期日 令和8年5月18日
- 2 投票開始の時刻 午前7時
- 3 投票終了の時刻 午後5時
- 4 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域	定数
第6選挙区	上田市殿城・豊里地区	1人
第7選挙区	東御市和・田中・祢津・滋野地区	1人
合計		2人

- 5 投票用紙に記載する総代の数 1人
- 6 その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、その旨を書面で明日中にこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者（組合員3人以上）は、本人の承諾を得て、その旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1)及び(2)の届出は、午前9時から午後3時までに行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。